

平成31年度 福島県立安積高等学校御館校 生徒募集要項  
(※Ⅰ期選抜とⅡ期選抜により定員を充足しない場合のみ実施)

Ⅲ期選抜

(本校事務室) 〒 963-8851 福島県郡山市開成五丁目25-63  
Tel 024-922-4310  
Fax 024-931-5313

1 実施学科・募集定員・通学区域

課程	学科	募集定員	Ⅲ期選抜の募集定員	通学区域
全日制	普通科	40名	Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜の合格者数を除いた数	県下一円

2 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、安積高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、安積高等学校長に出願する。
- (3) 出願書類はすべて安積高等学校本校事務室で受理する。御館校では出願受付をしないので注意すること。

4 出願期間

- (1) 平成31年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。  
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒を同封の上、平成31年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に安積高等学校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（県指定様式）
  - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）  
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記①に同じ）
  - ② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、上記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

- なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、安積高等学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（県指定様式）を添付する。
  - (4) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。  
また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 6 自己申告書の提出

- 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県指定様式）を出願に際して安積高等学校長に提出できる。
- 提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- 提出及び受領は次の方法により行う。
- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、安積高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
  - (2) 自己申告書の提出があった場合、安積高等学校長より自己申告書受領書を交付する。
  - (3) 提出期間は、平成31年3月15日（金）から3月20日（水）までとする。  
郵送の場合には、3月20日（水）必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 7 県外等からの出願

- 県外等からの出願者は、上記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県指定様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
  - (2) 保護者が御館校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、御館校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた高等学校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。  
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 安積高等学校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 9 出願先変更

- 出願者は、平成31年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
- 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、安積高等学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。
- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
    - ① 出願先の変更を希望する者は、Ⅲ期選抜出願先変更願（県指定様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書並びに入学検定料納付証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② Ⅲ期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、安積高等学校に、Ⅲ期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ 安積高等学校長は、変更先の高等学校に入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、安積高等学校に、Ⅲ期選抜出願先変更者名簿（県指定様式）を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ⑤ 安積高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（県指定様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に安積高等学校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県指定様式）を出願期間終了後に、直接、安積高等学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、安積高等学校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 11 選抜方法・選抜資料

下表の項目を資料として、選抜する。

調査書	面接	小論文（作文）
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。	個人面接を実施し、段階評価する。 ただし、面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、社会、数学、理科、英語)を含み、それについては点数化する。	作文を実施する。 あるテーマについて400字程度で自分の考え等を述べる作文とする。 作文については、段階評価する。

## 12 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 平成31年3月22日（金） 午前9時開始
- (2) 会 場 福島県立安積高等学校御館校  
〒963-0831 郡山市中田町柳橋字広平128  
Tel 024-973-3312
- (3) 日 程 集合受付 8時00分 ～ 8時30分  
作文 9時00分 ～ 9時40分  
面接 9時50分 ～

### (4) 注意事項

- ① 面接の日程は、志願者数により午後にまたがる場合がある。該当する受験生には、事前に中学校宛に連絡するので、必要に応じ昼食を準備すること。
- ② 試験当日は、次のものを持参すること。  
受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
- ③ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ④ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 13 合格者発表

- (1) 平成31年3月25日（月）午後3時以降に、御館校で発表する。
- (2) 合格者には受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 安積高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 14 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県指定様式）を在学（出身）中学校長を通して安積高等学校長に提出する。

- ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、安積高等学校長に提出する。
- (2) このほか、本要項に記載のない点については、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところに依るものとする。